

史料紹介と解説・衡平氏家譜

平良 勝保

史料解説（その来歴と成立の背景）

はじめに

「衡平氏⁽¹⁾」の出自と概要については、すでに渡久山知良『渡久山知章の生涯』（一九九八年、私家版）で、「衡平氏家譜正統」が多く活用され「衡平氏」の来歴が紹介されているが、私家版で発行されているため、一部の縁者のみ紹介されているだけである。小稿では、渡久山章氏より提供いただいた家譜のコピーの一部、手書きのノート、家系図に加え、前掲の『渡久山知章の生涯』を参照し、「衡平氏家譜」を復元するとともに、新しい知見を加え、衡平氏の来歴と首里・那覇の衡氏と宮古島⁽²⁾との関わりについても紹介してみたい。なお、「衡平氏家譜」の原本は痛みが激しいため、原本を確認することは現在困難である。史料提供と小稿作成にご協力していただいた渡久山章氏（元琉球大学教授）に感謝も申し上げます。

一 衡平氏の来歴と衡平氏家譜の成立

1 衡平氏の来歴

「衡平氏家譜」には、「家譜序」に相当する記事はない。

また、宮古における初代である「知何」の項にも、成立の経緯については特に何も記されておらず、「知何」の家譜記録から始まっている。「知何」の項の記事は、以下の通りである。

知何名嘉真尔也

童名屋真戸

父照屋筑登之親雲上知□⁽³⁾四代名嘉真知香

母西仲宗根村百姓金女免嘉

康熙四十九年庚寅八月十八日生

乾隆四十九年甲辰七月十二日去、号自心妙性、行年七十九

乾隆十五年甲午九月九日生⁽⁴⁾

尚穆王世代

乾隆二十九年甲申八月五日、結片髪

同五十年乙巳三月二日去、号峯皎行歳三十六

宮古島における初代の「知何」は、王府から派遣された詰医者「知香」と百姓の女の間に生まれた庶子（現地妻の子）であった。「衡姓家譜支流」（複写本、那覇市立博物館所蔵）によれば「知香」は、衡氏四世支流の小宗で、その家譜には、「乾隆十三（一七五〇）年戊辰二月十九日、宮古島詰医者と為る。翌年四月初七日、那覇より開船す。十三日、宮古島に到る」と記されている（原漢文、後掲「衡姓家譜支流抜粹」

参照のこと。以下「知香」に関する記述は同家譜による。

康熙四十年辛巳（一七〇一）九月二十四日の生まれであるから、単純計算⁵⁾で四十九歳のときに、宮古島に赴任している。

「知何」が生まれたのは、その翌年である。

ところで、知香には、「知何」以前に、宮古島に男子がいた。家譜によれば名を「松金」といい、母は宮古島東仲宗根村の高良尔也の妹、「保那人」で、雍正十一（一七三三）年七月八日に生まれ、宮古島に居住している、と記されている。三十二歳の時の子であるが、家譜の記事には知香の動向は何も記されていない。

知香は康熙六十一（一七二二）年、二十一歳の時、中国の福州において陳希聖に師事して医道を約一年間学び、雍正二（一七二四）年、二十三歳の時も福州に赴き師方脉^{（しほうみやく）}（医師）の陳壁^{（ちへい）}光^{（みつ）}から二年間、「医伝」を受け、一七二四年にも鹿児島^{（かごしま）}の師方脉・野呂玄幸からも医術の指導を受けている。知香は、「松金」が生まれる前年までに、医者としての訓練を受けていた。当時「詰医者」の制度はなかったことから、臨時的な派遣医者として宮古島に赴いたために、家譜に記載されなかった可能性が高い。

2 「衡平氏家譜」成立の背景

「衡平氏」の家譜は、一七六四年（知何、成人となる）か

ら一七八五年（享年）までの間に成立したと考えられる。

宮古の家譜作成は、雍正七年（一七二九）に認められたが、白川氏宗家の家譜は一七五四年、忠導氏宗家の家譜は一七五七年と、有力士族の宗家の家譜でさえも実際に成立したのは、十八世紀半ばであった⁶⁾。名嘉真知香が詰医者として赴任したのは乾隆十四年（一七四九）当時、宮古島では家譜作成の許可は出ていたもののまだ家譜は成立しておらず、有力士族でさえも家譜編集の途中であった。「衡平氏家譜」の成立は、宮古における家譜作成の隆盛期とも重なっている。十八世紀末という時代性が「衡平氏」の家譜成立をもたらしたといえよう。家譜の作成と所持には、蔵元の系図座の許可が必要で、認められるためには、先祖の功績が必要とされた。知何の父知香の功績も大きかったが、この外にも、衡氏係累の功績も大きかった（後述）。

二 知香と衡氏係累の事績

1 知香の事績について

既述のように、知香には、一七三三年生まれの「松金」という男子が宮古島にいることから、一七三二年頃、医者として宮古島に滞在していた可能性が高い。また、一七四九年から二年間、疱瘡治療のために、宮古島に赴任、治療に当たっ

ている。家譜には、次のように記されている（原漢文）。

乾隆六年辛酉四月二十一日、宮古島人民等出痘に因り、調治する事の為にす。御典薬として令を奉^うげ、彼島に赴く。是に因り、彼〔詰医者〕足役と為^して、御書院に在りて、夜御番職を勤^づす。翌年五月十三日に至りて交代す。

御書院の御典薬に任じられ、宮古島に向といふ形で赴任している。「宮古島在番記」（以下単に「在番記」と記す）によれば、同年疱瘡治療のため、「御医者」一人と同「相附」三人が王府から派遣されている。その内、相附の一人が島で亡くなっているの。そのため、知香が代わりとして赴任したのである。さらに、「在番記」には、「儀間里之子親雲上」が乾隆十四年〔一七四九〕から十六年までの詰医者として赴任している⁽⁸⁾。「衡氏支流家譜」によれば、実際には一七五〇年に赴任している。「宮古に赴任した頃は「儀間村」を知行地〔官人に与えられる領地がある村〕または、「名島」〔知行地ではないがその地名を名乗ることを許される。知行地か名島か不明のため、便宜上「名島」と記す〕⁽⁹⁾としていたため、「儀間里之子親雲上」を名乗ったと思われる。宮古の「衡平氏家譜」には、「名嘉真知香」と記されているのは、その後、乾隆二十六年、恩納間切名嘉真地頭職に任ぜられたためである。当時は、知行地（地頭を命ぜられた村）の名を名乗

るのが慣例であった。なお、家譜によれば、知香は、当初医師名を「儀間清温」と名乗り、その後「名嘉真清林」と変えている。

衡氏家譜には、宮古島における大きな功績として、次の記事が収録されている（原漢文）。

乾隆十三年戊辰二月十九日、宮古島詰医者と為る。翌年四月初七日、那覇より開船す。十三日、宮古島に到る。

十一月、中国商船一隻、保良村に漂流し、礁^{かくれい}に衝^ありて打破せられ、即^{ただ}ちに在番役・首長等、彼の処に到り、飄^{ただよ}る人に発病有^ある者は、即^{ただ}ちに薬法を以て之^{これ}を調治す。庚午年三月、琉球国に遣送す。辛未正月、伊豆国大島商船一隻、其^その地に飄^{ただよ}いて到り、礁^{かくれい}に擱^ありて打破せられ、即^{ただ}ちに在番役等、其の処に到り、難人に病有^やれば之^{これ}を調治す。三月遣送琉球国、公務全く竣る。閏五月十九日、彼の地より開船す。二十四日帰国。

知香は、通常の勤務のほか、中国商船や伊豆国の遭難船の病人や怪我人の治療にあたっている（宮古島以外の事績については、後掲の資料参照のこと）。

宮古の衡平氏は、衡氏の詰医者儀間里之子親雲上Ⅱ名嘉真知香をルーツとし、宮古で生まれた「知何」から広がっていった一族だといえる。「衡平」氏という氏姓になったのは、

宮古では、士族の氏姓は「複姓」「二文字」が原則であったため、「衡」に「平」を付けて名乗ったと思われる。



2 衡氏と宮古島

詰医者儀間里之子親雲上||名嘉真知香以外にも、衡氏の係累あるいは係累と推定される医者が宮古島には多く派遣されている。

乾隆六年（一七四一）にも、瘡瘡治療のため、宮古島に派遣された4名のなかの「医師相附」（副医師）の「久場淳流」も⁽¹⁰⁾、「久場」の名島から衡氏の可能性が高い。また、宮古で最初の詰医者（一七四四〜一七四六）となった、「久場里

之子親雲上」も、同様である（年代が近いことからあるいは同一人物かも知れない）⁽¹¹⁾。そして、三代目の詰医師として乾隆十四年（一七四九）派遣されたのが、「儀間里之子親雲上」である。七代目の詰医者「安慶田里之子親雲上」⁽¹²⁾、八代目の詰医者「知念里之子親雲上」⁽¹³⁾も、その名島から衡氏の係累と見られる。

十九世紀末に著された『氏集』に記される分家初代の名島は、十〇家中四家が「知念」となっている（後で詳述）。また、『那覇市史 資料編1巻8家譜資料四』に収録されている。「新参衡氏家譜支流」に記された、名島名を列挙すると知念5・饒平名8・久場6となっている⁽¹⁴⁾。

十二代目の詰医者「知念春林||知迹」⁽¹⁵⁾も衡氏の医者である。知迹の父は知見といい、最初（一七〇一年）は、知香の父知光について医道を学んでいる⁽¹⁶⁾。知迹と知香はともに四世で、初代知武のひ孫にあたり、再従兄弟の関係になる。

衡氏のなかでも、知迹は、衡氏のなかでも宮古島で最も大きな功績を挙げた人物である。その功績については、「新参衡氏家譜」に詳しいので、以下に全文を読み下して掲げたい（原漢文、括弧内は筆者による説明）⁽¹⁷⁾。

乾隆三十五年庚寅二月朔日、宮古島詰医者の命を奉り、（たてまつ）
辛卯の年三月二十八日、那覇より開船し、馬齒山（慶良

間諸島)に到る。彼の地より放洋すること三日、四月一日、宮古島に到る。但、多良間島、洪波によりて而(爾)来(それから)、飢饉、餓死者・飢疫者、海臻(すべてを覆うこと)し、数は、勝えるべからず。其の酋長船を遣わして報せるに、知迄来たりて療治を為さん事を。在番役筆者湛名嘉真筑登之親雲上、乘法頭目下地親雲上朝宜に各役を卒領て地船に坐駕せんことを令くる。十一月十四日開船、彼の島に到る。則ちに、同其の酋長、病家の巡察に心を尽す。医知迄竭力し細思す。朝夕二次、看脈(脈を診る)診察)・調治(治療)すと雖も、然るに日の食は継がず。因りて病症未だ効せず。知迄、米二包・粟六包・鯉二百個、早晚二次分け付けんことを発す。各役粥を煮て、番所においてし、飢疲者に餉(食料を送る)す。著実に用心し、病者は調治す。漸く愈、翌年正月の間に到り、病者は全く控る。二月九日、彼島開船、行くこと半途に到り、陡に颱風に遭い、十二日、本国に飄到す。二十八日、在番役筆者氏名嘉真筑登之親雲上、頭目向裔氏、本国開船令む。処々投碇、三月三日、宮古島に到る。公務全く完へ、癸巳の年、六月二十二日、彼の島より開洋し、二十四日、帰国す。

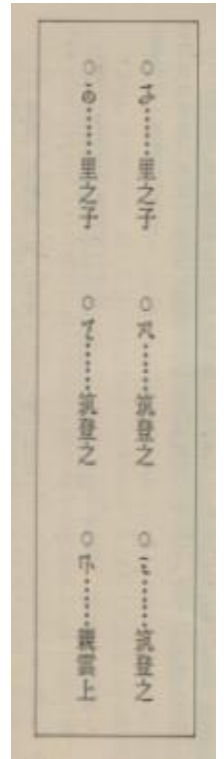
知迄は、乾隆大波(いわゆる明和の大津波)直後に、宮古

に赴任し、被害がもつとも深刻であった多良間島に直ちに渡り、一年余に亘り、病人介抱と島の復興にあたった。その後、宮古本島に渡る途中、台風に遭い、沖縄本島に戻されたが、再び宮古島に渡り、二年間の任務を全うした(その功績については本稿末資料参照)。その功績によって、二度褒賞されている⁽¹⁸⁾。

三 首里・那覇の衡氏

『氏集』(一八七〇年代頃の成立)によれば、衡氏の家譜は、十一冊「十二家」残されていることになっている⁽¹⁹⁾。そのすべてが、「新参」(十七世紀末以降に士族に取り立てられた家系)の「儀間筑登之親雲上知武」をルーツとしている。十九世紀末には、「譜代」が六、「新参」が六となっている。大宗儀間筑登之親雲上知武は、その後の子孫の系譜から考えて、医学の素養を認められて、「新参」の「士」(系持)となつたのであろう。

『氏集』によれば、衡氏は、首里系に二家があり、次のように記されている(〃は原文改行を示す)。なお、『氏集』では、里之子や筑登之などが略記号で記されているが、次のとおり漢字に直した。



『氏集 首里那覇』
注19より転載

元祖諱照屋筑登之親雲上知武二子諱士英知／念筑登之親雲上知意

衡氏 安慶田筑登之親雲上

元祖諱照屋筑登之親雲上知武三世諱応哲儀間清／林知光支流二子諱
克明名嘉真筑登之親雲上親雲上知香

衡氏 名嘉真筑登之親雲上

二番目の衡氏が、宮古島の衡平氏のルーツの家である。もともとは、「新参」で那覇系士族であった衡氏のうち、二家が首里系譜代の家系となっている。御典薬となったことが、首里へ移住することになったのである。 「新参」から「譜代」への昇格は、大きな功績があった場合か、献金等で王府に功績のあった者に認められる。宗家は、一九世紀末ではまだ新参である。知香の家筋は、分家の中でも、大きな功績をもたらした家筋であった。 『氏集』に掲げられた那覇系の衡氏の一覧を以下に示しておく（上のアラビア数字は筆者による）⁽²⁰⁾。 『氏集』の並びから見て、「那覇士族」に分類されている。

1 新参大宗諱衡思義儀間筑登之親雲上知武 新参衡氏

多賀良筑登之親雲上

2 新参元祖照屋筑登之親雲上知武二世知念筑登之親／雲上知意支流三子衡応祚知念筑登之親雲上知見 新参衡氏 饒平名筑登之親雲上

3 新参元祖諱衡思義照屋筑登之親雲上知武五世備瀬筑登之親／雲上知実支流三子衡学礼備瀬筑登之知休 新参衡氏 備瀬筑登之親雲上

4 新参元祖諱照屋衡思義屋筑登之親雲上知武四世知念筑登之親／雲上知良支流五子衡升備瀬筑登之親雲上知安 新参衡氏 備瀬筑登之親雲上

5 新参元祖衡思義照屋筑登之親雲上知武三子衡士／壁大湾筑登知健 新参衡氏 備瀬筑登之親雲上

6 新参元祖諱衡思義照屋筑登之親雲上知武六世知念筑登之親雲上知休支流二子衡守業照屋仁屋知紀 譜代衡氏 備瀬真三良

7 新参元祖照屋筑登之親雲上知武支流四子衡士禎照屋仁屋知貫 新参衡氏 譜代衡氏 嘉手納筑登之親〔雲上〕 勢理客筑登之親雲上

8 新参元祖照屋筑登之親雲上知武三世嘉手納筑登之親雲上／知永 衡必和嘉手納筑登之親雲上知好 譜代衡氏 譜代二世 嘉手納筑登之

9 新参元祖照屋筑登之親雲上知武二子知念筑登之親雲上／知意支流二子衡応彦知念林仙知安 譜代衡氏 知念筑登之親〔雲上〕

このほか、那覇系と思われる「衡氏筑登之親雲上宣 備瀬筑登之」の名が見える⁽²¹⁾。

このうち、活字化されている家譜は、「2 新参 三世知念 筑登之親雲上知見」の係累の家譜のみである⁽²⁾。「新参 三世 知念筑登之親雲上知見」家譜によれば、三世知見も医師である⁽²³⁾。知見の三男知迹も医師となり、知迹の長男も医師となっている。雍正九年（一七三二）、「衡氏安慶田親雲上知厚 為弟子学医道」とあり⁽²⁴⁾、閩（中国の福建省に留学後、乾隆十五年（一七五〇）「納殿詰医者」となっている⁽²⁵⁾。

係累のすべてが、医師となっているわけではないが、他家に比べて医師の輩出例が多い。医学を学ぶことは、衡氏一族にとつて、身近なことであったと思われる。

四 知恒の養子縁組と身分制社会

1 知恒の養子縁組と名子

宮古における一世知恒は、知睦と知吉の二人の男子をもうけた。しかし、知吉は数え十九才で亡くなった。しかし、直ぐには養子を立てていない。「やま下地」が養子となったのは、知吉が亡くなってから十一年後の「寅年」（一八〇六年）であった（署名している在番役名によつて年が特定できる）。家譜には、「やま下地」の出自が、「佐和田村老番与頭新里にや与内女めか名子／御札歳式拾式／やま下地／但、宮金氏故友利にや嫡子川満にや系内同氏耕作筆者川満にや四男故国

仲にや妾腹之子」と記されている。その意味は、

〔佐和田村老番与（「与」は五戸で構成される）で、与頭「新里にや」の与に属する女「めか」の「名子」で、「御札」の歳は二十二才やま下地〕、但し、「宮金氏故友利にや」の嫡子「川満にや」の系内で宮金氏の耕作筆者「川満にや」の四男、故国仲にや妾腹之子です〕

となる。すなわち、「名子」であるのは、「めか」ではなく、「名子」は「やま下地」である。「めか」は、名子Ⅱ「やま下地」の抱え主であることを示している⁽²⁶⁾。百姓が「名子」を抱えるケースはまれであるが、「侯隆氏」のケースに見られる⁽²⁷⁾。

「名子」とは、一般的に士族の隷属民で百姓のなかでも劣位の立場にあるが、近世末期には身内を名子にするなどの事例が多いことから、身内が名子の場合、一般的な百姓より優遇されていたと考えられる⁽²⁸⁾。「やま下地」が後に「名子」から士族の養子となつていることを考慮すれば、「めか」は、宮金氏の「国仲にや」の妾で、「実母佐和田村百姓赤頭池間尔也女免嘉」と抱え主「めか」は同一人物と考えることが順当のように思われる。「名子」になると、役人の公的管理からはずれ、「抱え主」の私的管理下に移る。母親Ⅱ抱え主の愛情の次第によつて、こき使うことも出来れば、学問をする

時間を与えることも出来るのである。

2 預かり位牌のこと

「やま下地」は、申請者の「親類」東仲宗根村の「砂川にや」と「狩又にや」「与那覇にや」「嘉手苧与人」にとつて

「外戚之従甥」であることから、宮金氏一門の人々であろう。

「寅年」（一八〇六年）現在、「衡平氏」の宮古における二代目である「知睦」は三十六才、三代目「知建」は七才で

健在であったと思われる。「知吉」の位牌は、「預かり位牌」

(29)として、衡平氏宗家の嫡子である「知睦」が管理していたはずである。

養子縁組の申請は「故名嘉真知香孫／名嘉真にや（知睦）」

と知恒の父にあたる宮金氏の「故国仲にや」の「親類」連名で出されている。「砂川にや」と「狩又にや」「与那覇にや」

「嘉手苧与人」と親戚関係や血縁関係が不明である点から見

て、かなりの準備期間が必要であったことが想定される。百姓から士族になるためには、役人に取り立てられる可能性もあるため一定の学問が必要とされる。「跡目の考をもつて、

親しく付き合ひ」という文書の下りは、「名嘉真にや」のみならず、「親類」宮金氏一門の言葉でもあると考えるべきであ

らう。伊良部島では、文字を学ぶ機会はほとんどなかった。伊良部の国仲の伊佐家には「案文集」「蔵元や村番所の行政

文書の写し」が残されているが、「大地」（宮古本島）へ渡

った時か、親戚を頼って入手したと思われる。「親類」宮金

氏一門は、佐和田村の「外戚甥」のために、若い時期から「案文集」（行政文書の事例集）などを届け、筆算稽古を独学で

学ばせていたのである。それを踏まえて、隣近所で「預かり

位牌」を管理していた「知睦」（衡平氏宗家）と「親類」宮金氏一門の人々は、「やま下地」は先祖祭祀継承者として

適任の人材であることを内々相談してきたと思われる。

「やま下地」に男の第二子が生まれている（一八〇五年）ことから後継に問題がないことに加え、学問の修得も順調に

進んだことから、「知睦」の了解を得て、嘉慶十一年（一八

〇六）十月（月日不明）に養子の申請を行ったと考えられる。結果、同月の二十四日に在番・頭の許可が直ちになされてい

る。知恒（やま下地、以下「知恒」という）が養子となったのは、二十七才のことであった。「御札歳二拾二」とあるの

は、おそらく「宗門改帳」に記された年令であろう。家譜には、「跡目の考をもつて、親しく付き合ひ、位牌を召し授け、

祭祀方等断絶なく執り行い、仕る事御座候」と記されており、時期は不明だが、正式な申請文書を提出する前から位牌の管

理や先祖祭祀等を行っていたと考えられる。既成事実もあることから、直ちに認められたのであろう。「知恒」の努力が

認められたわけである。

しかし、「知吉」の死後十一年も経っていることに加え、若くして亡くなっているため、継承すべき財産は残っていないかたたと考えられる。したがって、平良に移住して生活する基盤がなかったために、「知恒」の生活の拠点がある伊良部島に居住し続けたと考えられる。

おわりに―養子縁組の結果として税負担が軽くなり役人になることができた

「知恒」は努力によって、士族の養子となり結果として、身分制社会における士族としての特権を得ることになった。特に、税負担の軽減は大きかったと思われる。税負担のメリットについては、「沖縄県旧慣租税制度」には、次のように記されている(原文カタカナ、漢字を一部ひらがなにした)⁽³⁰⁾。

要するに士族の織立に容易なるものを取り、その困難なるものはこれを平民に負わしめたるものなるや明らかなり／士族と平民の実際の負担は、これを標準賦課高に比較すれば、偏重・偏軽の結果を生ずるを免れず。この負担の不平均は、士族平民共に男女を論ぜず負担すべき重出粟を以、かれこれ差し引きをなし、平均を得せしむる

の慣行なり。

また、頭以下目差までの役人とその妻・長男・次男は免税であったから、士族という身分の特権は大きかった。

百姓の負担は、士族の約一・五倍、五石超の差があった。先述のように重出粟(約五一四石)は、帳簿上は、免税者を除く正頭全員から徴収したことになるが、実際には百姓に転嫁していたため、百姓の負担は表に現れている一・五倍以上に大きかった。荒欠地出米、御賦米、牛馬出米、新盛増出米、在番役出米のことをいい、五出米ともいう。とりあえず、明治二十六(一八九三)年の佐和田村の士族と百姓の負担額を示すと表1のとおりである⁽³¹⁾。

知恒は、約27% (113,064÷154,668≒73.1%) 租税負担が減ったと考えられ、道光十一(一八三二)年には、役人として「仲地村耕作仮筆者」に取り立てられ、三年後には「仲地村柚山筆者」、道光十五年(一八三五)「赤八巻頂戴」(筑登之の位)を頂戴している。

表1		士族	百姓	差額
貢租	男	21,095	21,070	25
	女	3,666	3,350	316
夫賃米		9,435	15,962	-6,527
公費(島費)	男	3,686	20,661	-16,975
	女	3,686	20,661	-16,975
公費夫賃米		66,327	67,683	-1,356
村費	男	1,479	1,072	407
	女	740	1,259	-519
斗量衡代	男	1,475	1,475	0
	女	1,475	1,475	0
計		113,064	154,668	-41,604

- (1) 「氏」は、「姓」と記されるケースもある。いずれの場合でも「うじ」と読むのが通例である。本稿では、原史料に「姓」と記載されているケースを除いて「氏」で統一した。
- (2) 小稿でいう「宮古島」とは、近世社会で用いられた多良間島等の離島を含む概念と同義で使用している。
- (3) 一文字文の空白となっている。衡氏初代の名前が記される予定であったと思われる。衡氏初代の名前は「知武」である(後述)。
- (4) 「宮古島在番記」には、乾隆十四年から十六年までの詰医者は「儀間里之子親雲上」となっている。
- (5) 以下、年令表記に関しては家譜に記載された年から生年を差し引くという単純計算法により表記を行う
- (6) 『宮古島市史』第一巻「宮古の歴史」(二〇一二年、宮古島市教育委員会、157頁)。
- (7) 『平良市史』第三巻(一九八〇年、平良市役所)、99頁。
- (8) 同前。
- (9) 例えば、「衡姓家譜支流(小宗知見)」には、四世知令の記事に「乾隆五十五年庚戌十二月朔日、賜三羽地間切饒平名之名島」と記されている(『那霸市史 資料編1巻8家譜資料四』、一九八三年、那霸市企画部市史編集室、239頁)。
- (10) 前掲『平良市史』、99頁。
- (11) 同前。
- (12) 同前、100頁。
- (13) 同前、101頁。
- (14) 前掲『那霸市史 資料編1巻8家譜資料四』、237～257頁
- (15) 同前、102頁。
- (16) 前掲『那霸市史 資料編1巻8家譜資料四』、237頁。
- (17) 同前『那霸市史 資料編1巻8家譜資料四』、240～241頁。

(18) 同前『那霸市史 資料編1巻8家譜資料四』、241頁。

(19) 『氏集 首里那覇』(1986年2月1日、那霸市企画部市史編集室)、P15及び67、91頁。

(20) 同前、67頁。

(21) 同前、91頁。

(22) 『那霸市史 資料編1巻8家譜資料四』(一九八三年、那霸市企画部市史編集室)、233〜255頁。

(23) 同前、237頁。

(24) 同前、397頁。

(25) 同前、240頁。

(26) 母が名子の場合、「母保名利砂川親雲上下里目差之時之名子也」と記される(『平良市史』第八巻、平良市教育委員会、一九八八年、六〇一頁)。本家譜の場合、「実母佐和田村百姓赤頭池間尔也女免嘉」と記され、名子とは記されていない。「妾腹之子」を別の家の「名子」にして、その後養子になったケースは「侯隆氏」のケースがある。これには「札本西里村五拾七番与内まとう名子男ノ帳歳四拾五ノ但、荷川取村拾壹番ノは改行を示す」と記されている。

(27) 「侯隆氏」のケースでは、抱え主は「まとう」とのみ記されているので、抱え主は、百姓とみられる(前掲書)。

(28) 平良勝保「近世末期宮古における名子の増大をめぐる問題」、『地域と文化』20号(一九八三年、ひるぎ社)

(29) 波平エリ子『トートローメーの民俗学講座―沖繩の門中と位牌祭祀』(二〇一一年、ボーダーリンク)。

(30) 『沖繩県史』二十一巻、241頁。

(31) 『沖繩県史』二十一巻、394頁。

「新参衡姓家譜支流(小宗知見)」より抜粋

(那霸市立歴史博物館蔵)

※漢文の原文には訓読記号・振り仮名はないが、平良が付し読み下しを追加した。また、漢文読み下しについては、一部前田舟子氏のアドバイスを得た。記して感謝します。

〔 〕内は、筆者による補足。

記録

四世知香、名嘉真親雲上

童名真嘉那、諱^{いみな}克明、号清林、行二、康熙四十年辛巳(一七〇一)九月二十四日生、乾隆四十二年丁酉(一七七七)九月十九日、不祿。寿七十七。

父、諱思義、照屋筑登之親雲上知武三世諱応哲義、儀間清林知光

母、真嘉戸、紅自煥、伊指川親雲上女、号夏屋

室、思戸。伊是名親雲上筑登之親雲上長備女 康熙四十四年乙酉十二月四日生、乾隆三十七年酉辰八月三日卒、寿六十八、号道林

長女真嘉戸 母明氏思戸、雍正八年庚戌正月六日生。乾隆

五年十二月十三日殤(夭折)享年十一、号無現

男子松金 母宮古島東仲宗根村高良尔也妹保那人、雍正十一年癸牛七月八日生、居住於二彼島^一。

次男知休

次女真牛 母明氏思戸、雍正十三年乙卯十二月二日生、嫁

レ于阿氏伊舎堂里之子守政一。乾隆三十四年己丑九月朔日、死。／享年三十三

三女真鶴 母明氏思戸、乾隆三年丁巳八月二十六日生、嫁于吳氏新田子保嘉

三男知利

四女真呉勢 母明氏思戸、乾隆八年癸亥閏四月十四生、乾隆十年乙丑十二月五日、殤。享年三

四男知義 童名松金、諱文煥、母明氏思戸、乾隆十二丁年卯十一月二十一日生、乾隆十九年甲戌十一月十七、殤。

享年八

男子真山戸 母宮古島西仲宗根村、金仲宗根女松、乾隆十五年庚午六月十八日生、住居於二彼島一

尚敬王世代

康熙五十四年乙未八月朔日、結二歛髮一。

康熙六十一年壬寅（一七二二）十一月十日、隨于大通事

伊指川親雲上一、到二福州一。就于陳希聖一、学二医道一、事竣。翌年六月十九日、帰国。

雍正二年甲辰（一七二四）、為下学二医道一事上、隨于耳目官毛氏金城親雲上安承一、至二福州一、就于師方脉陳壁光

羽（耀）一、受二医伝一、丙午年（一七二六）六月九日帰国。亦、隨安承、到二薩州一、就于師方脉野呂玄幸一、受

二医術一、事竣、十一月二十八日帰国。

〈読み下し〉

雍正二年甲辰（一七二四）、医道を学ぶ事の為にす。耳目官毛氏金城親雲上安に隨いて、福州に至る。師方脉・

陳壁耀に就いて、医伝を受く。丙午年（一七二六）六月九日帰国。亦た、安承に隨いて、薩州に到る。師方脉・

野呂玄幸に就いて、医術を受く。事竣、十一月二十八日帰国す。

雍正七年己酉五月二十八日、剃髮、名清温。

雍正九年辛亥（一七三一）、敘二筑登之座敷一。

乾隆元年丙辰（一七三六）、敘二黄卷一。

乾隆六年辛酉四月二十一日、因二宮古島人民等出痘一、為二

調治事一。御典藥奉レ令、赴二彼島一。因レ是、為二彼（詰医者）足役一、在二御書院一。勤二夜御番職一、至二翌年五月十三日一交代。勤役二個年

〈読み下し〉

乾隆六年辛酉四月二十一日、宮古島人民等出痘に因り、

調治する事の為にす。御典藥として令を奉け、彼島に赴く。是に因り、彼（詰医者）足役と為て、御書院に在りて、夜御番職を勤す。翌年五月十三日に至りて交代す。

勤役二個年

乾隆七年壬戌十月三十日、衣服容貌全、從二国俗一先是、医士剃髮、服亦非レ俗、這番奉レ命、如レ此。

〈読み下し〉

乾隆七年壬戌十月三十日、衣服容貌^{すべ}全て、国俗に従う。先に是れ、医士剃髮、服は亦た俗に非らず。這番^{このたび}、命を奉じること此^{かく}の如し。乾隆八年癸亥二月二十三日、奉^レ命為^二納殿医士^一。其書、左記。

覚

儀間清温

久高玄白

小波藏親雲上

安次富宗徳

具志堅恕達

津波古亮達

右 御城内御番医者不罷居、然御用被仰付候砌、差支可申候。脇方仁而急病共有之候砌、医者不尋付及迷惑候方茂間々有之候。旁之為仁御座候間、納殿江一人一日完御番被仰付、脇方自申受度砌、下庫理当役引合、遠以列下急々仁有之候砌者、納殿役人引合、列下佐世、右之届役人、自下庫理当役引合之当役、則御近習御取次仁而、言上可仕候。脇方用濟次第、無遲滞、登 城引合相勉申候右御番医者朝暮御書院夜詰医者代合可仕候。右通被仰付下度奉存候事。

以上

亥

二月二十三日

〈読み下し〉

乾隆八年癸亥二月二十三日、命を奉り、納殿の医士と為る。其書を左に記す。

〈中略〉

右 御城内、御番医者、罷り居らず、然らば御用仰せ付けられ候砌、差し支え申すべく候。脇方にて急病共これあり候砌、医者尋ね付けならず、迷惑に及び候方も間々これあり候。旁^{かたがた}の為に御座候間、納殿へ一人一日づつ御番仰せ付けられ、脇方自ら申し受け度^たき砌、下庫理当役に引き合い、遠を以て下に列す。急々の人これあり候砌は、納殿役人に引き合い、下に列させ、右の届役人、下庫理より当役引き合いの当役、則に御近習御取次にて、言上^{いんじょう}仕る^{かま}べく候。脇方用濟み次第、遅滞無く、城に登り引き合い相勉め申し候。

右御番医者、朝暮御書院、夜詰医者代り合い仕るべく候右の通り仰せ付けられ下され度く、存じ奉り候事。

乾隆十一年丙寅三月十五日、為御医者相附寄役

本年六月十五日、敘勢頭座敷。

本年十二月二十日、為御医者相附拜 朝廷之日、恭蒙 聖

上遣使賀賜御玉貫一双。

〈読み下し〉

本年十二月二十日、御医者相附と為る。朝廷を拜むるの日、恭しくも御玉貫一双を聖上使い遣わして賀し賜る

乾隆十三年戊辰二月十九日、為「宮古島詰医者」。翌年四月初七日、那霸開船。十三日、到「宮古島」、十一月中国船一隻、漂「流保良村」、衝「礁打破」、即在番役・首長等、到「彼処」。飄人有「発病者」、即以「薬法」、調「治之」。庚午年三月、遣「送琉球国」。辛未正月、伊豆国大島商船一隻飄到「其地」、擱「礁打破」、即在番役等、到「其処」。難人有「病調「治之」。三月、遣「送琉球国」、公務全竣。閏五月十九日、彼地開船。二十四日帰国。

〈読み下し〉

乾隆十三年戊辰二月十九日、宮古島詰医者と為る。翌年四月初七日、那霸より開船す。十三日、宮古島に到る。十一月、中国商船一隻、保良村に漂流し、礁に衝りて打破せられ、即ちに在番役・首長等、彼の処に到り、飄る人に発病有る者は、即ちに薬法を以て之を調治す。庚午年三月、琉球国に遣送す。辛未正月、伊豆国大島商船一隻、其の地に飄いて到り、礁に擱りて打破せられ、即ちに在番役等、其の処に到り、難人に病有れば之を調治す。三月遣送琉球国、公務全く竣る。閏五月十九日、彼の地より開船す。二十四日帰国。

尚穆王世代

乾隆十六年辛未八月二十八日、敘「座敷」、拝謝之日、蒙

聖上遣「使」、賀「賜御玉貫一雙」。

本年十二月二十七日、為「大美御殿医者」、原是

国母馬氏佐敷按司加那志為「進香 先王神位事」、看「守大美御殿」。此因、奉「命」、署「御医者役看守」、如「此因此勤役五箇月」。

〈読み下し〉

本年十二月二十七日、大美御殿医者と為る。原とは是れ、国母馬氏佐敷按司加那志、進香・先王神位事の為に大美御殿を看守す。此に因り、命を奉じ、御医者役を看守に署て、此の如し（此に因り、勤役五ヶ月）。

乾隆十八年癸酉八月二十五日、為「御典薬」。拝謝之日、

蒙「聖上及 国祖母毛氏聞得大君加那志、国母馬氏佐

敷按司加那志、毎「各位」遣「使賀賜中御玉貫一雙上」。

〈読み下し〉

乾隆十八年癸酉八月二十五日、御典薬と為る。拝謝之日、聖上及び国祖母毛氏聞得大君加那志、国母馬氏佐敷按司加那志、各位毎に使を遣わし賀して、御玉貫一雙賜わるを蒙むる。

乾隆二十六年辛巳十二月七日、任「恩納間切名嘉真地頭職」。二十三日、拝「朝廷」之時、恭蒙「聖上及国母馬氏佐敷按司加那志、王妃向氏野嵩按司加那志、毎各位遣「使賀賜御玉貫一雙」」。

〈読み下し〉

乾隆二十六年辛巳十二月七日、恩納間切名嘉真地頭職に任ぜらる。二十三日、朝廷を拝するの時、恭しくも御

玉貫一雙を賜り、聖上及び国母馬氏佐敷按司加那志、王妃向氏野嵩按司加那志、每各位より使を遣わして賀するを蒙むる。

乾隆二十八年癸未三月七日、為_下慶賀 若君様降誕一事_上

尚氏豊見城王子朝儀、奉_レ命赴_二薩州時_一、奉_レ命為_二

從医_一。四月九日、許_レ願于_三三平等_一、時、恭蒙_三聖上

遣_レ使賀_二賜御玉貫一雙_一。十二日、隨_二朝儀_一、進_レ城、

蒙_下於_二南風之御殿_一、賜_中餞宴_上。此日為_二贖儀事_一、蒙_下

国祖母毛氏、王妃向氏每_二各位_一遣_レ使、賜_二焼酎砵_一

一、中官香五把。十七日、蒙_下聖上遣_レ使、贖賜_二上布

一疋、中官香五把_上。隨_二朝儀_一那霸開船、六日、漂到_二

甌島_一。十六日、彼地起錠。十九日、到_二山川_一。二十一

日、陸路起程。二十二日、到_二甕府_一。八月十五日、奉_二

太守公命_一、跟_二隨朝儀_一、乘_二小舟_一、到_二礪苑_一。太守公

自_レ泛舟、江中、与_二朝儀之舟_一、齊為_二遊船_一。夜已及_二

深更_一、帰館。時、蒙_レ賜_二御重御酒_一。且、諸員役、恭

献_二御菓子・焼酎_一。十九日、隨_二朝儀_一進_レ城、朝_二見

太守公_一、時、照_レ例、献_二微物_一。九月三日、照_レ例拜

謁_二、福昌寺、浄光明寺_一。十九日、恭蒙_下嶺松院様 王

子以下至_二役々_一、召_二入武家屋敷_一、遍看_二見殿中_一及園

亭、且賜_中盛宴_上。十月朔日、朝儀献_二御膳_一時、跟_二隨朝

儀_一進_レ城、恭蒙_下近_二在御前_一、賜_中御通_上。三日、再

奉_二太守公命_一、隨_二朝儀_一、到_二礪苑_一、親拜_二聖顔_一

且、拜_二見苑景_一、賜_二汁三菜・盛宴_一。五日、隨_二朝

儀_一進_レ城、賜_二御膳_一、且拜_二見囃子并狂言_一。翌年正

月六日、為_下拜_二年慶儀_一事_上、隨_二朝儀_一進_レ城朝見時、照

例献_二微物_一。二月十八日、蒙_二許_レ回之旨_一、即日、進_レ

城、於_二式舞台_一蒙_下太守公賜_中白麻四束_下。十九日、王子

以下至_二役々_一、召_二入尾畔苑_一、親拜_二聖顔_一、賜_二汁三菜

・盛宴_一。且拜_下見太守公_一、親為_中御鷹狩事_上、已竣。

二十六日、登船。二十七日甕府出楫、即日到_二山川_一。三

月十六日、彼地開洋。十九日、漂到_二馬齒山_一。二十日、

彼地起錠、即日回_レ国。四月朔日、隨_二朝儀_一、呈_二回翰_一

時、聖上、遣_レ使賀賜_二御玉貫一雙_一。

乾隆二十八年癸未三月七日、若君様降誕を慶賀する事の為

にす。尚氏豊見城王子朝儀、命を奉_レ薩州に赴_クの時、

命を奉_レ、從医と為_ナす。四月九日、願いを許され、三平等

(首里の別称)に於いて時に恭しくも、聖上(王)使

いを遣わして賀するに御玉貫一雙を賜_ルを蒙_ル。朝

儀に隨いて、城に進み、南風之御殿に於いて、餞の宴を

賜い蒙_ル。此日、贖儀事(はなむけの行事)為_ナにす。

国祖母毛氏、王妃向氏、各位毎に使い遣_ハして、焼酎砵

一雙、中官香五把を賜い蒙_ル。十七日、聖上、使を遣

わして、贖_上に上布一疋、中官香五把を賜_ルを蒙_ル

朝儀に隨い、那霸より開船す、六日、漂_レいて甌島に到_ル

十六日、彼地より起錠す。十九日、山川に到_ル。二十一

日、陸路より起程す。二十二日、甕府（鹿兒島城下）に到る。八月十五日、太守公の命を奉じ、朝儀に跟随し、小舟に乗り、磯苑（鹿兒島の迎賓館）に到る。太守公自ら舟を泛べ、江中、朝儀の舟と与に、斉しく遊船を為す夜已に深更に及ぶ。帰館するの時に、御重と御酒を賜るを蒙むる。且つ、諸員役恭しく、御菓子と焼酎を献ず。十九日、朝儀に随い、城に進み、太守公（殿様）朝見するの時、例に照らし、微物を献ず。九月三日、例に照らし、福昌寺、浄光明寺を拜謁す。十九日、恭しく、嶺松院様、王子以下役々に至るまで、武屋敷に召き入、遍く殿中及び園亭を見し、且つ盛宴を賜るを蒙むる。十月朔日、朝儀より御膳を献ずるの時、朝儀の跟随し城に進む。恭しく近くに在りて御前に御通を賜るを蒙むる。三日、再び太守公命を奉じ、朝儀に随い磯苑に到り、親しく聖顔を拝す。且つ、苑景を拝見し、二汁三菜盛宴を賜る。五日、朝儀に随い城に進み、御膳を賜る。且つ、囃子并に狂言を拝見す。翌年正月六日、年慶儀を拝す事の為にす。朝儀に随い城に進み朝見するの時、例に照らして微物を献ず。二月十八日、回るの旨の許しを蒙りて、即日、城に進み、式舞台に於いて、太守公より白麻四束を賜るを蒙むる。十九日、王子以下役々の至るまで尾畔苑に召し入れられ、親しく聖顔を拝し、二汁三菜・盛宴を賜る。且つ、太守公親ら御鷹の狩を為

す事を拝見す。已竣りて、二十六日、船に登る。二十七日、甕府より出楫し、即日、山川に到る。三月十六日、彼の地より開洋す。十九日、漂いて馬齒山に到る。二十日、彼の地より起錠し、即日国に回る。四月朔、随朝儀呈回翰時、聖上、遣使賀賜御玉貫一双。

乾隆三十年乙酉六月十九日、奉命、二十八日、再剃髮、名清林。

乾隆三十二年丁亥十二月七日、陞申口座敷。二十一日、拝朝廷恭蒙聖上王妃向氏、每各位遣使賀賜御花一飾、御玉貫一双。

乾隆三十五年庚寅十一月十七日、告老、辞役勤役十八年。乾隆三十八年癸巳十一月二十八日、奉命衣服容貌、全従国俗、翌年十月二日、還俗。

○「新参衝姓家譜支流（小宗知見）」より抜粋（『那霸市史資料編18家譜資料4』、一九八三年、那霸市企画部市史編集室、240～241頁）

乾隆三十五年庚寅二月朔日、奉命_レ宮古嶋詰医者。辛卯之年三月二十八日、那霸開船、到_二馬齒山_一。四月朔日、彼地_レ做洋、三日、到_二宮古島_一。但、多良間島自_二洪波_一、而_レ爾_レ来、飢饉洊臻、餓死者・飢疫者、不_レ可_レ勝数。其酋長遣船報来_二知迹_一、為_二療治事_一、令_下在番筆者湛氏名熹真筑登之親雲上、乘法頭日向裔氏下地親雲上朝宜_一、率領_二各役_一

、坐駕^二地船^一、十一月十四日、開船し行く。到^二於彼島^一、即同其會長巡^二察病家^一、尽^レ心、竭^二力医治知迹^一細思、雖^二朝夕二次看脉・調治^一、然日食不^レ繼。因病症未効。知迹^二、發^二米^一二包粟六包鯉二百個早晚二次分付^一、各役煮^レ粥、於^二番所^一餉、飢疲者著実用心、調^二治病者^一、漸愈、到^二翌年正月間^一、病者全痊二月九日、彼島開船行到^二半途^一、陡遭^二颱風^一、十二日、飄^二到本國^一。二十八日、令^二在番筆者^一湛氏頭日向裔氏本國開船^一処々投碇、三月三日、到^二宮古嶋^一、公務全完、癸巳之年、六月二十二日、彼島開洋、二十四日、帰国。(読み下し) 乾隆三十五年庚寅二月朔日、宮古島詰医者の命を奉^り、辛卯の年三月二十八日、那覇より開船し、馬齒山(慶良間諸島)に到る。彼の地より放洋すること三日、四月一日、宮古島に到る。但、多良間島、洪波によりて而(爾)来(それから)、飢饉、餓死者・飢疫者、洊臻(すべてを覆うこと)し、数は、勝^たえるべからず。其の會長船を遣わして報^せるに、知迹来たりて療治を為^なさん事を。在番役筆者湛名嘉真筑登之親雲上、乘法頭目下地親雲上朝宜に各役を卒領^ひて地船に坐駕^せんことを令^いくる。十一月十四日開船、彼の島に到る。則ちに、同其の會長、病家の巡察に心を尽す。医^く知迹竭力し細思す。朝夕二次、看脉(脈を診る)診察・調治(治療)すと雖も、然るに日の食は繼^つがず。因りて病症未だ効ぜず。知迹、米二包・粟六包・鯉二百個、早晚二次分け付けんことを發す。各役粥を煮て

、番所においてし、飢疲者に^か餉(食料を送る)す。著^{ちやく}実に用心し、病者は調治す。漸^いく愈^い、翌年正月の間に到り、病者は全く控^おる。二月九日、彼島開船、行くこと半途に到り、陡^にに颱風に遭い、十二日、本國に飄^ひ到す。二十八日、在番役筆者氏名嘉真筑登之親雲上、頭日向裔氏、本國開船令^しむ。処々投碇、三月三日、宮古島に到る。公務全く完^おへ、癸巳の年、六月二十二日、彼の島より開洋し、二十四日、帰国す。

乾隆三十七年壬辰十一月朔日、知迹因在^二多良間島^一、發^二米粟鯉^一以^一、行^二賑貸^一、特蒙^下褒^二賜白布^二端^一、其書左記。

覚

白木綿布 弑反

知念春林

右、宮古嶋詰医者被仰付在勤仕候処、多良間島長々致飢饉、俄病人出来候付、米五斗起、粟壹石五斗起、鯉節二百、自物差出致見次候付、米鯉節者重病人共江致配分、粟は惣人数江割府にて相渡、飢人共補助相 成候由、在番・頭申越有之、殊勝之者御座候間、為御褒美、右通被 成下、度奉存候事。以上

辰十一月二日

乾隆三十九年甲午十月二日、奉^レ命、衣服容貌、全從^二國

俗^一、先是医士剃髮、亦非^レ俗、這番奉^レ命如^レ此。本年十

二月朔日、特賜^二中城間切久場之名嶋^一。

乾隆四十年乙未正月十日、王世子尚哲公為、自^二薩州^一回駕

事。特賜^二彼地土産、扇子一箱 内蔵^三本、国分煙草十五把、白麻一束^一。

乾隆四十年乙未十一月、為寵榮（君主などの寵愛を得る）事、知迹、宮古嶋詰医者時、荷川取村有百姓、呼松者家逢火難、夫婦遍身、被^二火燒爛^一、及十死一生間、知迹用付薬服薬、二・三昼夜不^レ寝、着実用心療治、因^二此得^一、全身命且薬価、雖^下己及^二粟五包^上、然知迹、見彼松家資乏、憐〔憐〕^レ之免^二、其薬価等^一由、彼島目差・与人・頭・在番等、具申、稟^二報王上^一、本月十四日、王上、賀^二知迹之非常之志^一、持^{（持力）}賞、上布一疋。其書、左記

覚

上布一疋

久場親雲上

右宮古嶋詰医者にて在勤之砌、荷川取村百姓男まつ、同人妻免か、家焼失之時、遍身燒爛十死一生及候処、付薬服薬相用、二夜三日起通にて、信切療治為致助命、其上不便之者にて、薬代五俵程に及候処、差免候由、与人・目差、在番・頭申越有之儀、殊勝之儀御座候間、為御褒美右通被成下度奉存候事。

以上

未十一月十四日

*原則として、旧漢字は、新漢字に直した。姓（烏帽子名）と名の場合も同様である。

*後年、名前の変更により右傍に修正がある場合は、右傍の修正を採用し、その下に【】によって、旧名を表記した。

*明かに誤字でかつ修正痕がある場合は、特に示さなかった。

例 ↓ 明 明知明

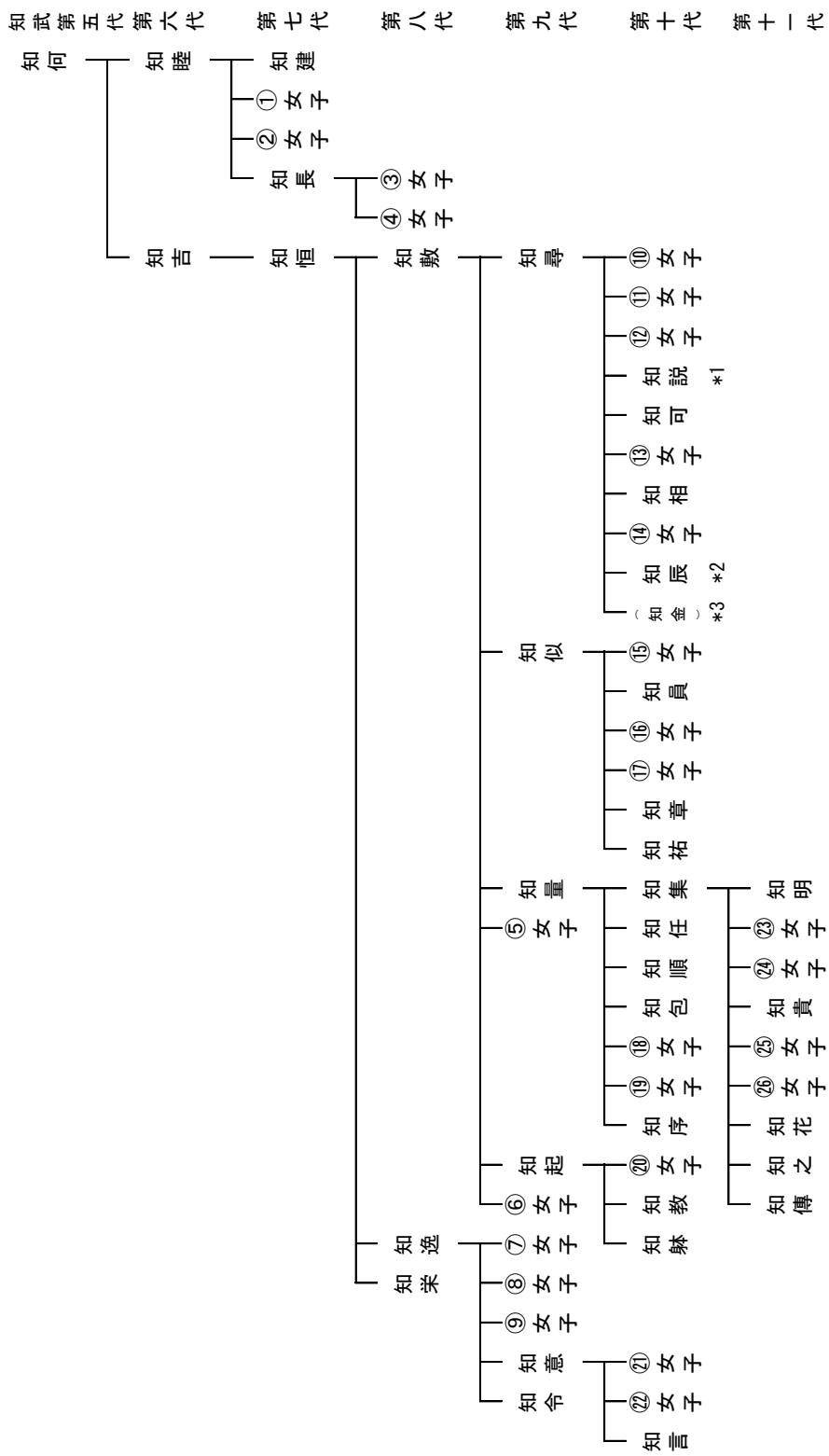
*明かに誤字の場合は、次のように訂正した ↓ 元反〔服〕

*脱字が推定される場合は、脱字があると思われる箇所に必要なように示した。 ↓ 【父脱カ】

*翻刻は、原本写真（一部）、原本コピー複写本、手書き写本をもとに行った。本文中の楷書体の部分は、手書き写本のみでしか確認できない箇所である。現在原本は、修復を経ないと取り扱えない状態である。そのため、一部に明治以後に記されたと考えられるものもあるが、光緒年間初期までを基準に収録した。

*翻刻様式は、『平良市史』第三卷（史料編）の様式にしたがって、女子の家系図中の記事を番号を付して別個収録した。家譜の個々人の記事冒頭にアラビア数字の通番を付した。

衡平氏家譜



女子系図記事

蒲戸

①女子 母白川氏友利尔也惠国女亀

嘉慶十四年己巳十一月十五日生

屋真

②女子 同姉蒲戸

嘉慶十八年癸酉八月二十二日生

松

③女子 和種氏下地尔也長女亀

同治八年己巳八月八日生

加那

④女子 母同姉松

同治十一年壬申九月十二日生

蒲戸

⑤女子 玻立氏松原尔也泰悦二女善

道光十一年辛卯十一月四日生

蒲戸

⑥女子 同姉蒲戸

道光二十年庚子八月十日生

真和津

⑦女子 母白川氏新里□*1也惠方長女蒲戸

道光四年甲申四月十二日

嘉那

⑧女子 母同姉真和津

道光九年己丑二月十九日生

免嘉

⑨女子 母同姉真和津

道光十二年壬辰九月十九日生

免嘉

⑩女子 母白川氏新里尔也惠網五女蒲戸

道光二十七年丁未八月十五日生

蒲戸

⑪女子 母宮金氏下地尔也寬明長女嘉那

咸豐元年辛亥八月八日生

蒲戸

⑫女子 母同姉蒲戸

咸豐三年癸丑五月二十二日

蒲戸免嘉

⑬女子 母白川氏渡久山筑登之惠理二女松

*1 「仁」の欠字と考えられるが、家譜本文では「新里筑登之」となっている。

咸豐十年庚申六月二十五日生

同治元年壬戌十一月十六日生

蒲戸免嘉

蒲戸免嘉

⑭女子

母同姉蒲戸免嘉

⑳女子

母白川氏渡久山尔也惠理長女免嘉

同治五年丙寅九月十八日生

咸豐五年乙卯十二月十日生

蒲戸免嘉

屋真

⑮女子

母宮金氏砂川尔也寛教三女免嘉

㉑女子

母同姉蒲戸免嘉

道光二十九年八月十日生

咸豐七丁巳八月二十日生

屋真

免嘉

⑯女子

母同姉蒲戸免嘉

㉒女子

母宮金氏川滿尔也寛睦長女蒲

咸豐五年乙卯十月五日生

同治十年辛未九月九日生

蒲戸免嘉

宇免屋

⑰女子

母同姉蒲戸免嘉

㉓女子

母同姉免嘉

咸豐八年戊午十一月二日生

同治十二年癸酉十一月四日生

屋真

蒲戸

⑱女子

母染地氏川滿尔也実修長女善

㉔女子

母同姉免嘉

咸豐八年戊午二月五日生

光緒五年己卯六月二十六日生

免嘉

錢免嘉

⑲女子

母同姉屋真

㉕女子

母姉免嘉

咸豐十一年辛酉二月十七日生

光緒七年辛巳七月二十五日生

免嘉

⑳女子

母馬続氏栗国仁也良庶長女蒲戸

衡平氏家譜

1 知何名嘉真尔也

童名屋真戸

父照屋筑登之親雲上知□四代名嘉真知香

母西仲宗根村百姓金女免嘉

康熙四十九年庚寅八月十八日生

乾隆四十九年甲辰七月十二日去号自心妙性行年七十九

乾隆十五年甲午九月九日生^{*1}

尚穆王世代

乾隆二十九年甲申八月五日結片髪

同五十年乙巳三月二日去号峯皎行歳三十六

2 知睦名嘉真尔也

童名加那

父照屋筑登之親雲上知□五代名嘉真尔也

母玻立氏冽鎌尔也泰□女蒲戸

乾隆十三年戊辰八月十日生

乾隆三十五年庚寅八月十五日生

尚穆王世代

乾隆四十六年辛丑八月十日結片髪

3 知吉

童名蒲戸

父母同兄知睦

乾隆四十二年丁酉八月十三日生

同六十年乙卯五月七日去

4 知建名嘉真尔也

童名蒲戸

父照屋筑登之親雲上知□六代名嘉真尔也

母東仲宗根村百姓赤頭仲宗根尔也女松

乾隆三十三年戊子八月九日

嘉慶四年己未九月二十五日生

尚灝王世代

嘉慶二十年乙亥九月五日結片髪

5 知長

童名松

父兄知建

母白川氏友利尔也惠国女亀

乾隆三十三年戊子十一月十七日生

嘉慶二十三年戊寅七月十六日生

*1 「宮古島在番記」には、乾隆十四年から十六年までの詰医者は「儀間里之子親雲上となつてゐる。

6 知恒下地尔也

童名屋真

父照屋筑登之親雲上知口六代蒲戸知吉

実父宮金氏耕作筆者川満尔也四男寛口

実母佐和田村百姓赤頭池間尔也女免嘉

乾隆二十五年甲辰九月九日生

乾隆四十四年己亥四月八日生

尚穆王世代

乾隆五十八年癸丑八月十五日結片髪

口上寛

佐和田村老番与頭新里にや与内女めか名子

御札歳式拾式

やま下地

但、宮金氏故友利にや嫡子、川満にや系内、同氏耕作

筆者川満にや四男故国仲にや妾腹之子

右恐多奉存候得共申上候。祖父衡氏故名嘉真筑登之親雲上

当島詰医者之時生産之子、故名嘉真にや次男かま戸事、行

歳拾九致早死継子無之、及継絶候儀、残念至極歎ヶ敷次第

御座候。依之、奉訟候儀、御成合之程如何敷恐入奉存候得

共、右やま下地事、かま戸為二者外戚之従甥ニ而跡目考を

以親敷取合位牌召授祭祀方等無断絶執行仕事御座候間、何

とぞ御憐愍を被思召上跡目被仰付被下度奉願候。此旨宜様

御取成可被下度儀、奉頼候。以上

寅

十月

右申出通、跡方相絶候儀、不便被思召上、願之筋御達被下

度、私共ニ至而も奉願候。以上

寅

親類東仲宗根村

十月

砂川にや

同来間村耕作筆者故狩又にや子

与那覇にや

同

嘉手苅与人

右通相違無御座候間、願之筋御取持、被下度奉存候。以上

寅

十月

佐和田目差

佐和田与人

例之通其首尾方

此表相達候間、帳面其取扱、可被下度候。以上

寅

十月廿四日

砂川親雲上

下地親雲上

平良親雲上

喜屋武里之子親雲上

外間筑登之親雲上

国吉親雲上

系図座・勘定座・所遣座・佐和田村

役人

尚育王世代

道光十一年辛卯九月二十九日為仲地村耕作飯筆者

同十四年甲午正月十三日為仲地村杣山筆者

同十五年乙未七月二十二日赤八卷頂戴

7 知敷渡久山尔也

童名蒲戸

父照屋筑登之親雲上知^口七代下地尔也知恒

母佐和田村百姓男嘉那女真和次

乾隆四十三年戊戌八月十五日生道光二年壬午三月二十四去

嘉慶六年辛酉十二月二日生

尚瀨王世代

嘉慶十八年癸酉十月三日結片髮

8 知逸平良尔也

童名加那

父母同兄知敷

嘉慶十年乙丑五月五日生

尚瀨王世代

嘉慶二十二年丁丑九月二十四日結片髮

9 知栄下地尔也

童名蒲戸

父母同兄知敷^{*1}

嘉慶十七年壬申十二月六日生

尚瀨王世代

道光六年丙戌十一月二十三日結片髮

同治十一年壬申九月十四日去^{*2} 本源自性

10 知尋佐和田尔也

童名屋真

父八代渡久山尔也知敷

母玻立氏松原仁屋泰悦二女

嘉慶四年己未十二月二十三日生

道光四年甲申四月十三日生

尚育王世代

道光十八年戊戌十一月十八日結片髮

11 知似下地尔也

童名蒲戸

^{*1} 行間に朱筆で挿入（後日の挿入）

^{*2} 「号」が脱

父母同兄知敷

道光四年甲申四月十七日生

尚育王世代

道光十八年戊戌十一月十八日結片髮

嘉慶十一年丙寅六月二十日生

道光十五年乙未八月四日生

尚泰王世代

道光三十年庚戌十一月十一日〔結〕^{*1}片髮

12 知量下地尔也

童名屋真

父母同兄知尋

道光七年丁亥十月十三日生

尚育王世代

道光二十年庚子八月十三日結片髮

15 知令

童名蒲戸

父母同兄知意

道光十九年己亥六月八日生

同二十年庚子二月十日去

16 知集下地尔也

童名蒲戸

父九代下地尔也知量

母染地氏川満尔也実修長女善

道光三年癸未九月八日生^{*2}

道光二十六年丙午十月十一日生

尚泰王世代

咸豊八年戊午^{*3}三月六日結片髮

14 知意

童名金

父照屋筑登之親雲上知口八代平良尔也知逸

母白川氏新里筑登之恵方長女蒲戸

*1 本文脱字

*2 文字が小さいので、後世の挿入であろう。

*3 文字は「午」であるが、誤記と判断し、正しい干支を記した。

17 知任下地尔也

童名蒲戸

父母同兄知集

道光二十八年戊辰八月十日生

尚泰王世代

咸豊十一年辛酉十一月十日結片髪

18 知順下地尔也

童名蒲戸

父母同兄知集

咸豊三年癸丑五月二十二日生

尚泰王世代

同治六年丁卯十一月十二日結片髪

19 知包下地尔也

童名蒲戸

父母同兄知集

咸豊五年乙卯十月二十日生

尚泰王世代

同治八年己巳九月九日結片髪

20 知序下地仁也

童名蒲戸

父母同兄知集

同治二年癸亥十月十八日生

尚泰王世代

光緒三年丁丑十一月十五日結片髪

21 知員下地尔也

童名蒲戸

父九代下地尔也知似

母宮金氏砂川尔也寛教

道光七年丁亥三月十三日生

咸豊元年辛亥八月十三日生

尚泰王世代

咸豊九年癸未十一月朔日結片髪*1

22 知章下地仁也

童名字武屋

父母同兄知員

同治元年壬戌三月十五日

尚泰王世代

光緒二年十一月六日結片髪

*1 写真では確認できない。元服の年令が早いように思われる。

23 知祐下地仁也

童名蒲

父母同兄知員

同治四年乙丑正月三日生

尚泰王世代

光緒五年己卯十一月十日結片髪

24 知説*1

童名蒲戸

父九代佐和田仁也知尋

母宮金氏下地仁也寛明長女嘉那

道光十一年辛卯十月五日生

尚泰王世代

咸豊九年己未十一月朔日結片髪

25 知可

童名亀

父母(兄)知説

母白川氏渡久山筑登之恵理二女松

道光十五年乙未八月七日生

咸豊八年戊午二月一日生

26 知相

童名武佐

父母同兄知可

同治元年壬戌九月朔日生

28 知辰*1

童名武佐

父母同兄知可

同治七年戊辰八月十日生

尚泰王世代

同治六年丁卯十二月六日結髪*2

29 知教渡久山尔也

童名武佐

父九代下地仁也知起

母馬続氏栗国仁也良庶長女蒲

道光十九年己亥九月八日生

30 知躰

童名蒲

*1 手書き原稿では「知悦」となっている。後に「知悦」に変更

*1 手書き原稿では「知良」となっている。
*2 年代が合わない。別人のものであろう。

父母同兄知教

明治十年十一月二十日生

31 知明下地仁屋

童名加那

父十一代下地仁也知集

母宮金氏河充尔也寛睦長女蒲

道光二十七年丁未九月二日生

同治八年乙己五月十三日生

尚泰王世代

【脱】*1

32 知貴下地仁也

童名蒲戸

父母同兄知明

光緒二年丙子六月二十七日生

尚泰王世代

光緒十八年壬辰九月九日片髪

33 知花下地【塩川】仁屋

童名 屋真

父母同兄知明

光緒九年癸未十一月十一日生

明治三十酉八月九日元服

34 知之下地仁屋

童名蒲戸

同兄知明

【父脱力】母同兄知明

光緒十二年丙戌二月二十九日生

明治三十三年庚子八月九日元服

35 知伝

童名 蒲戸金

父母同兄知明

光緒十六年庚寅五月六日生

36 知幸下地尔也

童名蒲戸

父十代下地尔也

母白川氏佐和田尔也惠農二女屋真

咸豐四年甲寅十月朔日性

同治十二年癸酉八月二十二日生

尚泰王世代

*1 元服月日無し

光緒十二年丙戌十一月二十七日結片髮

38 知全

童名 龜

父母同兄知幸

光緒三年丁丑十一月十一日生

39 知言

童名 蒲

父母照屋筑登之親雲上知□九代平良仁也知意

【母脱】

道光十五年乙未二月十五日生*1

同治十三年甲戌九月十五日生

40 知祥【登】

童名 多呂

父十代下地仁也知員

母馬続氏上地仁也良知二女志良比

道光二十九年乙酉三月二十六日生

光緒六年庚辰九月十八日生

尚泰王時代（ママ）

光緒十九年癸巳九月九日結片髮

41 知茂

童名蒲

父十代下地仁也知章

母宮金氏下地仁也寛伴二女

咸豐九年己未九月十三日生

光緒十一年乙酉九月二日生

明治三十三年庚子十一月十三日元服

42 知教

童名蒲戸

母同兄知茂

光緒十九年癸巳九月二十七日生

43 知祥 塩川

童名屋真

父十代下地仁也知序

母馬続氏栗国仁也良任長女蒲戸免嘉

同治四年乙丑十月十五日生

光緒十一年乙酉五月十七日生 1885

明治三十一年戊戌十月二十四日元服

*1 母親の生年月日であろう。

44 知建 塩川尔也

童名亀

同兄知祥

光緒十五年己丑六月二十五日生

明治三十四年九月九日結片髪

45 知行

父母知祥

光緒廿一年乙未四月五日生

明治二十七年 月 日

(注記・知幸の下に弟がいるがすべて日本元号で記されているので採録しなかった。なお系図には名のみ示した)